

議案書

平成 29 年 6 月

第 2 回 定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		1
2	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		11
議案 45	平成29年度松山市一般会計補正予算（第1号）		15
46	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		21
47	工事請負契約の締結について（第一和泉団地1工区（1・2号棟）新築主体工事）		31
48	工事請負契約の締結について（第一和泉団地2工区（3・4号棟）新築主体工事）		33
49	交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて		35
50	新たに生じた土地の確認について（外港地区）		37
51	町の区域の変更について（外港地区）		39
52	市道路線の認定について		41
53	市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・由良地区）の施行について		51

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求ることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求ることについて		
	固定資産評価員の選任に関し同意を求ることについて		
	農業委員会委員の任命に関し同意を求ることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第1号

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
とについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告
し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第9号

平成29年3月31日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第27条第6項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第27条の9第1項中「第27条第4項の申告書」を「第27条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第33条の6第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第33条の8第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第43条第8項中「、第349条の4または第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第45条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第45条の2の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{かん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第58条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第58条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第58条第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第34条の2第4項」を「第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第34条の2第9項」を「第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第7条の4第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）を「特例適用配当等申告書（）に、「ものに限り、その時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第7条の4の2第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第7条の4の2第6項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第7条の5を次のように改める。

（読替規定）

第7条の5 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第12条の2第5項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第33項第2号ハ」を「第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第39項」を「第15条第37項」に改め、同条中第11

項を削り、第12項を第11項とする。

附則第12条の3第2項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同条第4項中「第12条第21項第2号」を「第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「第12条第24項」を「第12条第26項」に改め、同条第7項中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「第12条第28項」を「第12条第30項」に改め、同項第6号中「第12条第29項」を「第12条第31項」に改め、同条第8項中「第7条第9項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「第12条第36項」を「第12条第38項」に改め、同条第9項中「第7条第11項」を「第7条第14項」に、「第12条第24項」を「第12条第26項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2第2項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、同条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、同条第4項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から

平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第71条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第73条及び第74条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第13条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第15条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第27条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第27条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第27条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前

項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の6第3項及び第5項並びに第33条の8第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第33条の6第3項又は第33条の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第43条第8項及び附則第7条の5（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第45条の2第2項及び第58条の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前的地方税法（次項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則

第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを松山市市税賦課徴収条例第71条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（松山市市税賦課徴収条例第73条及び第74条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例措置の延長等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第2号

平成29年6月15日提出

松山市長 野志克仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認
を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第8号

平成29年3月31日

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（

以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（専決処分理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の加算額の改定について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

平成29年度松山市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,80,977,950千円とする。

2 嶽入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更是、「第3表地方債補正」による。

平成29年6月15日提出

松山市長 野志克仁

第1表 賽入歳出予算補正(松山市一般会計)

歳 入		項 款	補正前の額	補 正 額	合 计
1 市税			62,000,000 千円	255,000 千円	62,255,000 千円
13 分担金及び負担金		1 市民税	27,265,000	255,000	27,520,000
		13 分担金	1,333,391	603	1,333,994
		15 国庫支出金	10,142	603	10,745
		16 県支出金	38,112,488	241,714	38,354,202
		18 寄附金	4,764,853	241,714	5,006,567
		21 諸収入	14,037,043	109,277	14,146,320
		22 市債	4,694,156	109,277	4,803,433
		21 諸収入	180,000	22,000	202,000
		22 市債	180,000	22,000	202,000
		4 雑入	4,477,914	20,256	4,498,170
		1 市債	1,879,398	20,256	1,899,654
		歳 入 合 计	13,514,000	129,100	13,643,100
			13,514,000	129,100	13,643,100
			180,200,000	777,950	180,977,950

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,445,767千円	6,908千円	13,452,675千円
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	630,632	6,908	637,540
6 農林水産業費	1 社会福祉費	89,186,369	176,755	89,363,124
8 土木費	1 農業費	36,471,884	176,755	36,648,639
9 消防費	1 農業費	1,899,688	190,406	2,090,094
10 教育費	2 農業土木費	893,604	33,266	926,870
	3 林業費	446,486	89,540	536,026
	4 港湾費	69,506	67,600	137,106
	5 都市計画費	17,626,327	392,734	18,019,061
	6 住宅費	2,814,851	20,000	2,834,851
	7 通信運送費	311,733	35,271	347,004
	8 事業費	9,243,886	323,463	9,567,349
	9 消防費	2,628,162	14,000	2,642,162
	10 教育費	4,613,045	5,000	4,618,045
	11 総務費	4,613,045	5,000	4,618,045
	12 民生費	14,144,664	6,147	14,150,811
	13 農林水産業費	2,386,372	6,147	2,392,519
	14 土木費	180,200,000	777,950	180,977,950
	歳出合計			

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事項	期間	限度額
桑原学校給食共同調理場給食業務委託	平成29年度～平成34年度	778,700 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

起債の目的 1 変更	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共團体金融機構その他の発行方法による。 2 借入方法 普通賃貸借又は証券発行の方法による。	年10%以内	1 債還期限 40年以内(内割置5年以内) 2 債還額及び財源収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。	千円	40,000	補正前と同じ	補正前と同じ
港湾等建設事業	30,000	同上	同上	同上	70,000	同上	同上	同上
都市計画事業	810,000	同上	同上	同上	890,000	同上	同上	同上

議案第46号

平成29年6月15日提出

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「第51条」の次に「，第69条の5第1項」を加え，同条第2号及び第3号中「第84条第1項」を「第69条の5第1項の申告書，第84条第1項」に改める。

第27条の5中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条の2を第43条の3とし，第43条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第43条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。

第68条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は，3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて，軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には，法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第68条第3項中「第443条第1項の規定によつて軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に，「においては」を「には，第1項の規定にかかわらず」に改め，同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第68条の2を第68条の3とし，同条の前に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第68条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2号中「第98条第1項」を「第99条第1項」に、「道路交通法第2条第1号」を「同法第2条第1項第1号」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第69条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第69条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第69条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第69条の6 環境性能割の納税義務者が、前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつたときは、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第69条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第76条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第71条（見出しを含む。）及び第71条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「については施行規則第33号の4様式」を「あつては施行規則第33号の4の2様式」に、「については施行規則第33号の5様式」を「あつては施行規則第33号の5様式」に改め、同条第3項中「については施行規則第33号の4様式」を「あつては施行規則第33号の4の2様式」に、「原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に、「については施行規則第34号様式」を「あつては施行規則第34号様式」に改め、同条第4項中「第68条第2項」を「第68条の2第1項」に、「または」を「又は」に改め、同項第1号及び第2号中「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第2項」を「第68条の2第1項」に、「場合においては、その者に対し」を「ときは」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「に対しては、軽自動車税」を「のうち必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「（昭和35年法律第105号）」を削り、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第77条第2項中「第443条若しくは第68条の2」を「第445条若しくは第68条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「課さるべき」を「課されるべき」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第3条の6の4第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第12条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第14条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条の2を附則第14条の7とし、附則第14条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、愛媛県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の3 市長は、当分の間、第69条の7の規定にかかわらず、愛媛県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の4 第69条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「愛媛県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の5 市は、愛媛県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として愛媛県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第43の2を第43条の3とし、第43条の次に1条を加える改正規定、附則第3条の6の4の改正規定及び附則第12条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に1項を加える改正規定並びに付則第3条、第7条及び第8条の規定 公布の日

(2) 附則第3条の3第1項の改正規定及び次条第1項の規定 平成31年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（第4条において「新条例」という。）第27条の5の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第43条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第70条及び新条例附則第14条の2」を「松山市市税賦課徴収条例第70条及び附則第14条の7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第70条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第70条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第70条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第14条の7第1項	第70条	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第44号。以下この項において「平成26年改正条例」

		という。) 付則第6条の規定により読み替えて適用される第70条
附則第14条の7第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第14条の7第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第14条の7第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項中「、新条例」を「、松山市市税賦課徴収条例」に、「新条例の」を「同条例の」に改め、同項の表第13条第3号の項中「第84条第1項」を「第69条の5第1項の申告書、第84条第1項」に改める。

(国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第7条 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第43条の2」を「第43条の3」に改める。

(松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第8条 松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第43条の2」を「第43条の3」に改める。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割等について定めるため、本案を提出する。

